

磐田市規則第39号

磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年5月28日

磐 田 市 長 草 地 博 昭

磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例施行規則の一部を改正する規則

磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例施行規則（平成17年磐田市規則第143号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる者を現に介助している者（アからエまでに掲げる者1人につき1人に限る。）

第9条第3項中「入場」を「入園」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。